

寄附金に対する税法上の優遇措置

新潟大学へのご寄附は、法人税法、所得税法による税法上の優遇措置が受けられます。

個人からの寄附 ▶ 所得税の優遇措置

所得税法第78条第2項第2号
地方自治体の条例

●「新潟大学基金」へのご寄附は「所得控除」による優遇措置を受けられます。

本学からお送りする「寄附金領収書」を添付して、確定申告により手続を行なってください。

※詳細については、お近くの税務署または担当の税理士にお問合せください。

▶ 所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて控除額を決定

所得控除を行なった【寄附金による税額軽減の例】(控除対象外2,000円)

後に所得税率をかけるため、所得税率が高い方が減税効果が大きくなります。所得税率は各人の収入により5~45%の範囲で変動します。

所得金額 (税率)		所得税の軽減額 (a)×所得税の税率			
		300万円 (10%)	500万円 (20%)	700万円 (23%)	1,000万円 (33%)
寄附金額 (寄附金控除 対象額(a))	50,000円 (48,000円)	4,800円	9,600円	11,040円	15,840円
	300,000円 (298,000円)	29,800円	59,600円	68,540円	98,340円

【控除限度額】(a) 寄附金額が、年間総所得額の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。

▶ 個人住民税

寄附をした翌年の1月1日現在、新潟県内にお住まいの方は、寄附した年の翌年の個人住民税が10%軽減されます。

【住民税の軽減の例】

寄附金額50,000円の場合

寄附金控除対象額(a)48,000円(控除対象外2,000円)

[都道府県税](a)×4% 48,000円×4%=1,920円

[市町村税](a)×6% 48,000円×6%=2,880円

法人からの寄附

法人税法第37条第3項第2号

「新潟大学基金」へのご寄附は、全額損金算入が可能です。

寄附金控除を受けるには

① 所得税と個人住民税の控除を受けようとする場合

「新潟大学基金」へのご寄附については「寄附金領収書」を添付して、翌年3月15日までに、最寄の税務署で確定申告を行なってください。

② 個人住民税のみの控除を受けようとする場合

本学からお送りする「道府県民税・市町村民税控除申告書」に「寄附金領収書」を添付して、翌年3月15日までに、お住まいの市町村税務窓口で申告を行なってください。